

# 平成30年度 国立市住宅省エネルギー化補助制度の手引き

地球温暖化対策として、市内の住宅に断熱工事、断熱窓の設置、高反射率塗料（遮熱塗料）の塗装を行う市民の方に対して、その工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。なお、住宅について新築・既存の区別はありません。ただし、販売、賃貸を目的とした住宅は補助対象外となります。

<今年度の変更点>市外に在住していても、市内にある住宅（販売、賃貸を目的とするものを除く）を所有していれば、申請可能になりました。

## 1. 補助対象工事について

### (1) 断熱工事(窓や外壁等の断熱工事)

<補助金額>

#### 工事費用の20%

※工事費用とは対象設備(断熱窓、断熱材)や施工に直接関係する費用の合計で、消費税を除きます。

また、国や東京都等からの補助を受けている場合は、それらの合計と市の補助額が工事費用を上回らない範囲で算定します。詳しくはQ&Aをご覧ください。なお、市から国等に照会することがあります。

<要件>

#### ①窓の断熱工事

- ・外気等に接する窓を複層ガラスや二重窓にすること。
- ・対象となる室内全ての窓の断熱工事をする。建物の全部屋ではありません。
- ・設置後の窓の断熱性能が熱貫流率 $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であること。

#### ②外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱工事

- ・屋上や屋根、天井、外気等に接する壁・床などの断熱工事であること。
- ・使用する断熱材が「断熱等性能等級4 技術基準」の基準による厚さ以上であること。
- ・対象となる室内を全て囲むこと。

### (2) 高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装(屋根、屋上、外壁等)

<補助金額>

#### 塗料材料費全額又は補助対象面積×1,000円のどちらか少ない方の金額

※塗料は仕上げとして施工する高反射率塗料等とその下地となる塗料(プライマー等)の材料費を指し、ウレタン等の防水材は含まれません。

※補助対象面積には立ち上がりの高さの部分は含みません。また、塗装部分が傾斜している場合は表面積で計算します。なお、対象面積の小数点第3位は四捨五入します。

<要件>

- ・屋上や屋根の全面を塗装又は屋上や屋根及び壁の全面を塗装すること。
- ・国内の第三者機関(一般社団法人日本塗料検査協会、環境省ETV)における日射反射率の測定値が50%以上であること。

◆補助上限額は(1)と(2)の工事を合わせて10万円までです。

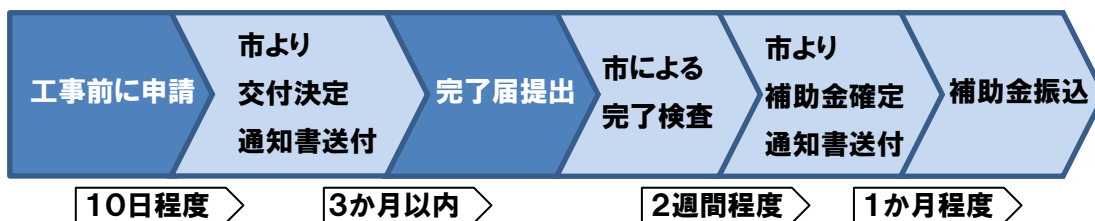
また、1,000円未満の端数は切り捨てます。

## 2. 補助金を受けるための条件

以下の全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 国立市の住民票に記載されていること又は市内の住宅(販売、賃貸を目的とするものを除く)を所有すること
- (2) 納期の到来している市税を完納していること
- (3) 同一住宅について以前にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) **工事着工前に申請し、市の交付決定を受けること**
- (5) 断熱窓や断熱材、塗料等は未使用のものであること
- (6) 販売や譲渡、賃貸を予定している住宅ではないこと
- (7) 住宅が建築基準法等に適合するものであること
- (8) 住宅の所有権を有しない場合、または他に住宅の所有権を有する者がいる場合は、当該所有権を有する者全員の同意を得ていること
- (9) 市が今後行う予定の省エネに関するアンケートに協力すること

## 3. 補助手続きの大まかな流れ



## 4. 注意事項

- 申請受付は平成31年2月末日までです。ただし、予算額に達した場合はその時点で受付けを終了します。
- 交付決定通知書の日付から3か月以内に工事・支払を終え、工事完了届を提出して下さい。ただし、3か月以内の期限にかかわらず、平成31年3月8日までに提出をお願いします。理由なく交付決定日より3か月を過ぎた場合は交付決定を取り消す場合があります。東京都の補助を併用する場合は、今年度に限り平成31年3月29日までの提出をお願いします。
- 申請は同一住宅につき1回限りです。ただし、区分所有住宅及び集合住宅については、個々の住居を住宅とします。
- 交付決定後に工事内容の変更があったときは、変更届が必要になります。事前に変更届の提出が無かった場合、補助を受けられないことがあります。
- 賃貸共同住宅の場合、申請する建物に所有者が居住していれば、他の部屋を部屋貸ししていても補助対象になります。ただし、断熱工事の対象は申請者が居住する住宅に限ります。なお、所有者自身が居住していない建物は補助対象外になります。

## 5. 申請書類

### ◆補助対象工事に共通する書類

- 国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書: ホームページからダウンロード可
  - 建物の登記事項証明書(※): 補助対象工事を施工する住宅のもの、発行後3カ月以内の原本
  - 住民票(※):
    - ! 補助対象工事を施工する住宅に在住又は入居予定で、住宅の所有権を有しない場合に提出。
    - 所有権を有する場合は提出不要
    - 個人番号(マイナンバー)の記載が無く、発行後3カ月以内の原本
  - 施工同意確認書(別紙①): ! 建物の所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出
  - 納税証明書又は非課税証明書: 直近の市税全てに関するもので発行後3カ月以内の原本
  - 本人確認書類の提示: 運転免許証、健康保険証等。代行申請の場合は写しを提出
  - 住宅の周辺地図: インターネット上の地図等でも可
  - 施工に係る内訳が分かるもの: 見積書、契約書等
  - 補助対象要件を満たすことが分かるもの:
    - 製品仕様が記載されたパンフレットやカタログ、第三者機関の証明書等
  - 施工箇所や施工内容を示す書類:
    - 断熱工事の場合は、平面図等を提出
    - 塗装工事の場合は、塗装箇所の面積が箇所別に、計算式とともに明示されている**求積図**を提出
  - 施工前の写真: 施工箇所別にどの写真が住宅のどの部分なのか分かるよう番号等を振ったもの
- (※)住民票及び登記事項証明書は、新築住宅の場合、工事完了後に提出して下さい。

### ◆工事内容に変更があった場合に必要な書類

書類提出前にあらかじめ、ご相談ください。内容によっては補助対象外となる場合があります。

- 国立市住宅省エネルギー化補助金工事計画変更承認申請書:
  - ホームページからダウンロード可
- 変更内容が分かる資料:
  - 施工箇所の変更であれば変更前後の図面、工事費用の変更であれば変更前後の契約書・見積書等

## 6. 工事完了届について

交付決定通知書の日付から3か月以内に下記の書類を提出して下さい。ただし、3か月以内の期限にかかわらず、平成31年3月8日までに提出をお願いします。東京都の補助を併用する場合は、今年度に限り平成31年3月29日までの提出をお願いします。期限を過ぎる場合は交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

全ての書類を提出後、完了検査(市職員による現地確認及び書類審査)となります。なお、申請年度の最終開庁日までに検査を受ける必要があります。

- 国立市住宅省エネルギー化補助金工事完了届**: ホームページからダウンロード可
- 領収書及び内訳書等の写し**: 工事に係る費用を支払ったことが分かるものとその内訳が分かるもの。  
領収金額の一部に補助対象工事費用が含まれる場合は、ただし書きに「〇〇工事代金として〇〇円を含む」などと明記する。
- 施工中、施工後の写真**:  
施工箇所別にどの写真が住宅のどの部分なのか分かるよう番号等を振ったもの。  
! 塗装工事の場合は、**使用前、使用後の塗料缶の写真**(製品名、使用済が確認できること)も提出
- 建築検査済証の写し**: ! 新築等建築確認が必要な場合のみ
- 住民票**: 個人番号(マイナンバー)の記載が無く、発行後3か月以内の原本。  
! 住宅の所有権を有しない場合に提出  
! 新築住宅の場合に提出
- 建物の登記事項証明書**: 補助対象工事を施工した住宅のもの、発行後3か月以内の原本  
! 新築住宅の場合に提出

※その他、施工内容によって上記に記載のない書類を提出いただく場合があります。

## 7. 補助金の請求について

補助金交付が確定した方は、下記書類を提出願います。入金までは請求書受領後概ね30日かかります。なお、完了届提出時に請求書をお預かりすることができます(日付は記入しないでください)。この場合は交付確定と同時に振り込み手続きを開始します。

- 国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書**: ホームページからダウンロード可
- 振込先口座が確認できるもの(預金通帳等)の写し**:  
金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かること

## 8. その他

契約を急がせる業者にはご注意を。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。  
虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

<申請・問合せ先>

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1 国立市 環境政策課 環境政策係  
電話 042-576-2111(内線 135、136) メール sec\_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp